

「コンテンツビジネス振興に係る課題について」  
に関する意見

平成15年10月30日  
KDD 株式会社

# 意見 1

知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(2003年7月8日)

第4章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大

3. 流通を促進する

(2) 流通促進のための環境を整備する

既存のコンテンツの有効活用を図る

- i) 過去に放送された放送番組の二次利用に係る契約を促進する仕組みの構築に向けた放送関係団体、実演家団体、レコード製作者団体などの関係者間協議の場を2003年度中に設置し、議論を促進する。
- ii) 上記i)に加え、過去に放送された放送番組の二次利用に係る契約を促進する仕組みの構築に向けて、2003年度以降引き続き、既存の関係者の研究会における議論を併せて促進する。

## 意見等

(1) 多様な事業者による議論への参加

- ・ 放送コンテンツの二次利用に関しては既存の関係者における研究会における議論を行うこととされています。しかしながら、新規ビジネスモデル支援の考えから、既存の関係者に閉じることなく多様な事業者が議論に参加できる機会が必要であり、そのような機会を与えていただけるように要望いたします。

(2) 行政主導の施策の必要性

- ・ 権利処理問題は基本的には権利者と利用者との間の契約の問題として認識しておりますが、ルール作りに関しては権利者と利用者の意向が異なることが多く、結論が長引くケースが予想されます。このような議論を前向きに進めるためには、当事者間の協議で決められた期間内に解決できる見込みがない場合、行政主導の施策も必要であり、今回の調査会の場合でもそのような施策をご検討いただきたいと思います。

## 意見 2

資料 6 - 2 我が国のコンテンツビジネスの飛躍的拡大に向けて(課題編)  
6. ブロードバンドなど新しい分野におけるコンテンツビジネスが未確立

### 意見等

今後開催される会合において、以下の課題を取り上げて検討していただきたいと考えます。

#### (1) コンテンツのデジタル化・アーカイブ化の早期実施

- ・ e-Japan重点計画2003に定められた放送・出版・映画等のコンテンツのデジタル化・アーカイブ化の促進については本調査会においても重点事項として扱い、目標時期の2005年度よりも可能な限り前倒してデジタル化・アーカイブ化が完了するような支援策を検討すると共に、その進捗を確認するスキームを確立することを要望します。

#### (2) 著作権法における「放送」と「自動公衆送信」の解釈の問題

- ・ 昨今「電気通信役務利用放送法」に基づき、多チャンネル放送サービス事業を開始する事業者が増加する傾向にあります。今後多チャンネル放送サービスの提供形態が多様化することにより、放送コンテンツの利用機会が高まり、コンテンツビジネスの発展につながることを期待されます。
- ・ 現在では電気通信役務利用放送法に基づき放送事業登録をしても著作権法上の「放送」及び「自動公衆送信」の解釈が原因で事業の推進が円滑にいかないケースが見られます。急速に発展する技術により従来の放送技術と違うものでも放送と同様の態様を実現し、なおかつ著作物の不正利用に対しても十分な防止策が取られ、そのため権利者・利用者双方の立場から見て「放送」として解釈されるものについては、権利処理上は「放送」として扱われるべきであると考えます。

## 意見3

資料6 - 2 我が国のコンテンツビジネスの飛躍的拡大に向けて(課題編)  
6. ブロードバンドなど新しい分野におけるコンテンツビジネスが未確立  
P20 「円滑な著作権許諾システム」の構築について

### 意見等

#### (1) 権利処理の簡素化の徹底

- ・ 放送コンテンツの二次利用に関する著作権処理の円滑化を図ることは、今後のコンテンツビジネスの振興につながるものと考えます。現在、放送コンテンツの著作権に関するメタデータの作成や権利処理システムの開発が進められており、本調査会の資料6 - 2においてもその仕組みの必要性が述べられています。このような権利処理システムの開発により、過去の放送コンテンツの二次利用に関して権利処理の簡素化が期待されます。
- ・ 一方で、今後製作されるコンテンツについては、当初から二次利用を念頭においた契約とするため、契約書雛型の作成を早急に完成させ権利処理の簡素化を図るべきでものと考えます。

## 意見 4

### 資料5 コンテンツ専門調査会の今後の進め方(案)

#### 1. 日程及び主な討議テーマ

#### 意見等

##### (1) 具体的な検討事項の公表

- ・ 既に第5回までの会合日程が公表されておりますが、各会合の討議テーマだけでなく、事前に検討内容の詳細を公表するよう要望いたします。

##### (2) パブリックコメント活用の促進

- ・ 各会合に先立ち、検討内容について適宜パブリックコメントを通じて広く意見照会していただきたいと考えます。